

4 輸国第5591号

関税割当公表第66号

令和5年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当
てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを含むものとし、関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けるもの及びコーンスターチの製造に使用するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和5年3月10日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用するもの以外のもの）

2 用途

- (1) 単体飼料用（丸粒）
- (2) エチルアルコール及び蒸留酒用

(3) コーンフレーク用

(4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用

(5) その他用

3 割当数量 別途公表

4 通関期限 令和6年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

1 単体飼料用（丸粒）及びその他用（粒飼用）

農林水産省畜産局飼料課

2 エチルアルコール及び蒸留酒用

農林水産省輸出・国際局国際経済課

3 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用（菓子用）

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) 単体飼料用（丸粒）については、次に掲げる期間とする。

ただし、イからカまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和5年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで

イ 令和5年6月1日（木）から同年6月5日（月）まで

ウ 令和5年8月1日（火）から同年8月3日（木）まで

エ 令和5年10月2日（月）から同年10月4日（水）まで

オ 令和5年12月1日（金）から同年12月5日（火）まで

カ 令和6年2月1日（木）から同年2月5日（月）まで

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給するエチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の交付日から14日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。）。

(3) コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用については、次に掲げる期間とする。

ただし、イからエまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和5年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで

イ 令和5年7月10日（月）から同年7月12日（水）まで

ウ 令和5年10月2日（月）から同年10月10日（火）まで

エ 令和6年1月15日（月）から同年1月17日（水）まで

2 提出時間 直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

1 単体飼料用（丸粒）については、次のいずれかに該当し、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が適当であると認める者

(1) 割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料として自ら使用する畜産経営者（当該とうもろこし（単体飼料用（丸粒））を複数の畜産経営者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場合にあっては、当該施設がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））

を飼料用に供する場所として適当であることについて税関長の確認を受けている者に限る。以下同じ。)

(2) 割当てを受けたとうもろこし(単体飼料用(丸粒))を飼料として畜産経営者に直接販売する者(畜産経営者が直接又は委託により引取りを行う場合に限る。)

2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

3 コーンフレーク用については、関税割当申請書を提出する日においてコーンフレークを製造する設備を有する者であって、皮と胚芽を取り去ったとうもろこしの殻粒を使用するコーンフレーク製造業者

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次の各号に掲げる要件の全てを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日においてコーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーの製造設備を有する者

(2) とうもろこしを使用して、コーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーを製造する者であって、製品をコーンスターチ用に使用又は販売することのない者

5 その他用については、次に掲げる者(輸入商社を除く。)

(1) 粒飼用

粉碎その他の加工をしておらず、他の物品を加えていないとうもろこしを輸入し、家禽以外の鳥類の飼料用に供するために販売する飼料販売業者又はこれらの者を構成員とする団体

(2) 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して菓子を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたとうもろこしを菓子の原料として使用することが確実と認められる者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

第2の受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【単体飼料用（丸粒）、その他用（粒飼用）】

農林水産省畜産局飼料課 関税割当担当者宛

【エチルアルコール又は蒸留酒用】

農林水産省輸出・国際局国際経済課 関税割当担当者宛

【コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用及びその他用（菓子用）】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 関税割当担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

【単体飼料用（丸粒）、その他用（粒飼用）】

kanzeiwariate-siryo@maff.go.jp

【エチルアルコール又は蒸溜酒用】

kanwari_kokusai01@maff.go.jp

【コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用及びその他用（菓子用）】

seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

- (2) 第1の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（別記様式1）（申請者が団体である場合にあっては、その構成員の誓約書を含み、申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあっては、当該畜産経営者の誓約書を含む。）

ただし、第1の1の（1）及び（5）のうち粒飼用について、電子申請による提出の場合は不要。

2 関税割当申請書に添付すべき書類（個別）

- (1) 単体飼料用（丸粒）については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、ア、イ、キ又はクの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 申請者が団体又は法人の場合は定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、個人事業者の場合は

個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）又は住民票

イ 申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合、アに加えて、当該販売先が団体又は法人の場合は定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要）、当該販売先が個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）又は住民票

ウ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用実績数量又は販売実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式2）

エ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

オ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用計画数量又は販売計画数量を記載した書類（別記様式4）

カ 単体飼料用丸粒とうもろこしの用途証明取扱要領の制定について（平成13年3月31日付け13生畜第1442号）に基づき、申請者が自己の負担において、自ら又は第三者委託によるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を適正に引渡し及び運送したことの証明を行う旨の誓約書（申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあっては、当該畜産経営者の誓約書を含む。）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

キ 下記の書類及び資料（申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合にあっては、当該畜産経営者の書

類及び資料)

(ア) 施設配置図

(イ) 製造機械配置図 (縮尺：百分の一)

(ウ) 加工工程見取図

(エ) 原料タンク及び主要機械の概要 (別記様式5)

ク 申請者又はオにおける別記様式3のとうもろこし(単体飼料用(丸粒))の販売先畜産経営者が、割当てを受けたとうもろこし(単体飼料用(丸粒))を関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第3条第2項に規定する共同利用施設に運送する場合(複数の畜産経営者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場合を含む。)にあつては次の書類

(ア) 当該施設の名称及び所在地を記載した書類

(イ) 当該施設を設置した者の名称及び所在地を記載した書類

(ウ) 当該施設を設置した者の定款(目的を確認できる頁の抜粋で可)及び規約及び構成員名簿の写し(電子申請による提出の場合不要)、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)

(エ) 当該施設が税関長の確認を受けている旨の書類

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書を添付すること。

(3) コーンフレーク用については、次の書類を添付すること。

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、エの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間におけるとう

もろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式 6 及び 7）

イ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式 8）

ウ 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式 9 及び 10）

エ 下記の書類又は資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要機械の機能別表（別記様式 14）

(カ) 申請者が団体又は法人の場合は定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

(4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和 4 年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、エの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式 6 及び 7）

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における原料
入手状況を記載した書類（別記様式8）

ウ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間におけるとう
もろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類
（別記様式9及び10）

エ 下記の書類又は資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ロ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(ハ) 工場工程見取図

(ニ) 主要機械の機能別表、製品の用途別収量、粗脂肪含有量別生産収
率（別記様式11、12及び13）

(ホ) 申請者が団体又は法人の場合は定款（目的を確認できる頁の抜粋
で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる
文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、個人事業者にあ
っては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があ
るもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

(5) その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者であって
は、本公表に基づく関税割当申請時点において、エ又はオの書類の記
載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間におけるとう
もろこしの使用（粒飼用にあつては、販売。以下同じ。）実績数量及
び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別
記様式6及び7）

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における原料

入手状況を記載した書類（別記様式8）

ウ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式9及び10）

エ 申請者が団体又は法人の場合は定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）又は住民票

オ 下記の書類又は資料（菓子用のみ）

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製品名

(エ) 工場工程見取図

(オ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(カ) 主要機械の機能別表（別記様式14）

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類（電子申請による提出の場合は不要）

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第7に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式15）を提出するものとする。

ただし、第7に定める書類（1及び2の（1）の力を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 割当基準

- 1 単体飼料用（丸粒）については、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された使用実績数量又は販売実績数量、使用計画数量又は販売計画数量（畜産経営者ごとの購入希望数量の合計）等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。
- 3 コーンフレーク用については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次に掲げる事項を勘案して割り当てるものとする。
 - (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量
 - (2) 関税割当申請書を提出する日における製造能力
 - (3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てる。
- 5 その他用については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は販売）実績数量、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第10 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林

水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表の定めに違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類又は報告書に係るものその他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

第11 報告

- 1 割当てを受けた者は、とうもろこし（単体飼料用（丸粒））の月別の使用実績又は販売実績報告書（別記様式16）を翌月の20日までに畜産局長に報告するものとする。
- 2 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用のうちのその他菓子用に使用されるととうもろこしの割当てを受けた者は、とうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売（消費）実績等を農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）に報告するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 内示書の交付申請

エチルアルコール及び蒸留酒用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（様式編）の制定について（法令解釈通達）（平成17年8月25日付課酒1-66ほか1課共同）に定める様式により、国税庁長官に行うものとする。

第13 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提

出部数、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、書面又はメールによる提出において、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。）によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を必要とする。

- 4 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若しくは一部がなくなったとき、割当数量を全て消化したとき又は関税割当証明書の有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返納する場合は、「関税割当数量の返納について」（別記様式17）を、関税割当残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又はメールによる提出において、関税割当申請書及び再交付申請理由書（記載要領様式第1）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用又は販売しないことを誓約することとされている割当て対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用し、これらの用途以外の用途に使用するため譲渡し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。
- 6 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第14 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当て公表に基づき提出された関税割当て申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当て証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)